

我孫子市概算数量発注方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、我孫子市が発注する建設工事について、設計積算に係る業務の効率化により発注の迅速化を図り、もって市民サービスの向上に繋げるため、概算数量発注方式を実施する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 概算数量発注方式

当初設計の数量を概算数量により積算し、これにより契約した後に、工事現場との整合等を調査し、工事打合簿により設計数量の確定をした上で契約変更を行う方式をいう。

(2) 概算数量

設計図書に示した平面図、標準断面図等の代表的な数値により算出した設計数量をいう。

(3) 工事計画図書

工事施工前に施工範囲の確認、現地測量及び設計照査を行った結果を基に作成する平面図、縦横断図、構造図等の図面及び数量計算書をいう。

(対象工事)

第3条 概算数量発注方式を適用する工事は、概算数量発注方式により発注を迅速に行うことができるもののうち次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 構造計算若しくは安定計算又は用地買収が必要な工事

(2) 概算数量と現場精査した後の設計数量との間に乖離があり、工事費又は工期に著しい影響を与えるおそれのある工事

(3) 工事計画書作成に当たり、現場精査に伴う調査、測量及び図面作成等に係る作業が過大となるおそれのある工事

(4) 委託業務等により詳細設計図がある工事

(概算数量発注方式の明示)

第4条 入札公告文及び仕様書又は特記仕様書に、概算数量発注方式による発注であることを明示する。

(設計図書の作成)

第5条 設計図書の作成については、次に掲げるとおりとする。

(1) 設計図書の表紙に、概算数量発注方式であることを明示する。

(2) 当初設計図面は、位置図、平面図、標準断面図等を作成する。

(3) 工事に必要な工種（仮設工を含む。）及び構造物は、当初設計において最大限

計上する。

- (4) 積算は、概算数量に基づき各種工事の積算基準により行うものとする。
- (5) 工事計画図書の作成に必要な調査及び測定の費用は、通常行う設計図書の照査の範囲内であるため、計上しないものとする。
- (6) 工期を設定する際は、工事計画図書の作成期間として、標準工期に加え10日程度加算することができるものとする。

(設計変更)

第6条 工事計画図書に基づく設計変更については、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 発注者は、設計数量を確定した後、土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインに従い、遅滞なく変更契約を行うものとする。
- (2) 変更理由は「概算数量発注方式による発注のため、現場精査に基づき変更」とする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、同日以後に公示する入札又は指名を通知した指名競争入札について適用する。